

別表(第3条、第7条関係)

1	2	3	4	5	6
補助事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	基準額	重要な変更
(1) 電子処方箋管理サービスの初期導入	①大規模病院(病床数200床以上) ②病院(大規模病院以外) ③診療所 ④薬局	電子処方箋管理サービスを初期導入((3)に掲げるものを除く。)するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等の費用	①1/6 ②1/6 ③1/4 ④1/4	①81.1万円 ②54.3万円 ③9.7万円 ④9.7万円	補助対象経費の増額
(2) 新機能の導入		電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能(「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。)を導入するための導入費用		①22.6万円 ②16.7万円 ③6.1万円 ④6.4万円	
(3) 電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能の同時導入		電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するための導入費用		①100.3万円 ②67.6万円 ③13.5万円 ④13.8万円	